

発 言 者	発 言 要 旨
井 上 委 員	<p>1 第 104 号議案について、埼玉県内では神流川沿岸発電所が従属発電に該当するようだが、今後県内で従属発電所が設置される見通しはあるのか。</p> <p>2 許可制から登録制への変更に伴い、従属発電に係る流水占用料の減免率等の制度に変化はないのか。</p>
水辺再生課長	<p>1 現在のところ、県内では神流川沿岸発電所以外の従属発電の事例はなく、また、従属発電所設置に係る具体的な相談も寄せられていない。</p> <p>2 従属発電に係る流水占用料については、現在国の占用料を免除している。今後は、それに加え、県及び市町村などの公共団体等についても減免していく方針である。</p>
井 上 委 員	<p>土地改良区の維持管理費軽減策の一環として小水力発電の導入があるようだが、県として従属発電の普及を推進していくのか。</p>
水辺再生課長	<p>再生可能エネルギーの活用のため、小水力発電を行う者が増えるのは望ましいことと考えている。今後、河川法の改正内容をPRしていきたい。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
井 上 委 員	<p>1 第 97 号議案について、先日の日本下水道新聞では、本県のマンホールの耐震化を先進的取組として紹介している。県独自の補助を行っているが、他県と比べて対策の促進となっているのか。</p> <p>2 第 109 号議案、第 110 号議案について、内容は家賃滞納と不法占有の明渡しだが、期間や滞納額など訴訟に踏み切る目安はどのようなものか。また、不法占有については、もっと早く提訴できなかったのか。</p> <p>3 第 105 号議案について、権限移譲の先行事例として、川口、新座、八潮の 3 市があるが、移譲により、どのような効果があったか。</p>
都市計画課長	<p>1 本県独自の補助制度であり、他県での事例はない。この補助制度により、市町村の積極的な取組を促し、大きな効果を発揮している。</p>
住 宅 課 長	<p>2 長期滞納については、6 か月以上滞納している者のうち、分納誓約に応じない、こちらからの明渡し指導に対して居留守を使ったり、約束を守らない者を対象としている。</p> <p>不法占有については、その事実が分かった後 3 か月以上経過した者を対象としている。今回のケースでは、不法占有が発覚してから、自主退去の指導を行ってきた。しかし、1 番の者は、民間賃貸住宅の転居を考えていながら間取りが気に入らないため退去しなかった。両名とも市から転居費用を受け、退去の意思も示していたが退去しなかったものである。</p>
田園都市づくり課長	<p>3 今回の戸田市は、景観行政と一体となった屋外広告物の規制を目的としている。権限移譲が先行した 3 市については、川口市では市街化調整区域を禁止地域としたり、光源の点滅を一部規制している。新座市は平林寺周辺と野火止用水周辺を禁止地域とし、八潮市は八潮駅周辺商業特定地域を禁止地域として、景観づくりを考慮した規制を行うなど、先行の 3 市とも、独自の基準を設けて取組を行っている。成果については、それぞれの条例が異なることもあり一概には言えないが、規制の効果はあるものと考えている。</p>
井 上 委 員	<p>1 マンホールの耐震化については、他県に比べて成果が出ているとのことである。第一次特定緊急輸送道路に接続する市道のマンホールについても、耐震化への支援に柔軟に対応する考えはあるのか。</p> <p>2 訴えの提起については、不法占有の発覚後スピーディに対応できていると思うが、不法占有を早めに把握する必要がある。今回の不法</p>

<p>都市計画課長</p>	<p>占有の期間はどれくらいか、また、今後不法占有を早めに把握するために、どう対応するのか。</p> <p>1 県管理の第一次特定緊急輸送道路は、震災時に最優先で機能を確保しなければならないため、県が補助制度を設けてマンホール耐震化対策を積極的に支援するものである。他の緊急輸送道路におけるマンホールの耐震化については、国の補助制度を活用して市町村が計画的に進めていくよう、働きかけていく。</p>
<p>住宅課長</p>	<p>2 期間は、1番の者は平成24年2月から20か月。2番の者は平成22年10月から35か月である。不法占有は、毎年提出される収入申告時や、名義人死亡時の承継手続の相談により発覚することが多い。管理は住宅供給公社が行っているが、今後、入居者からの情報を活用するなど、アンテナを高くして、情報の把握に努めていく。</p>
<p>井上委員</p>	<p>不公平感のないようにしっかり取り組んでほしい。県営住宅における不法占有の件数はどのくらいか。</p>
<p>住宅課長</p>	<p>不法占有者は、今回の議案以外に現在16名いる。誓約により明渡しが確実に見込まれる者が10人、申請があれば承継が認められるような者などが6人である。</p>